

# 水循環施策の推進に関する有識者会議（第15回）

## 議事概要

日時：令和6年6月28日（金）9:00～11:00

場所：中央合同庁舎第3号館2F 水管理・国土保全局A会議室（WEB併用）

### 【議事次第】

1. 開会
2. 内閣官房水循環政策本部事務局長挨拶
3. 座長挨拶
4. 議事
  - （1）水循環施策の効果に関する評価（案）について
  - （2）水循環基本計画（案）について
  - （3）水循環基本計画の変更に関する今後の予定（案）について
5. 閉会

### 【内閣官房水循環政策本部事務局長挨拶】

（中込事務局長）

- ・この会議自体は15回目となるが、今夏の水循環基本計画の変更に向けては今回が2回目となる。前回の有識者会議での御意見を踏まえ、今回は事務局で具体の計画案を作成した。この記述はおかしいのではないのか、この記述をもう少しこのように直してほしい、あるいはこういうものを追加してほしいという御意見をいただきたい。
- ・前回の会議の冒頭でも話したが、今回の水循環基本計画の変更については、夏までを目途のため、非常に時間が無い中で進めている。委員の皆様にはいろいろと御無理を言って大変恐縮ではあるが、本日も忌憚のない御意見をいただきたく、よろしく願いしたい。

## 【座長挨拶】

(沖座長)

- ・梅雨前線が九州から関東にかけて停滞している関係で、今朝も大雨だが、先週までは空梅雨かと思うような状況だった。また来週になると一旦梅雨の中休みということで、短い梅雨になる可能性もあり、水資源の不足が懸念される。実際に沖縄ではこの春から梅雨入りまで非常に水資源の不足が懸念される状況であった。
- ・それに対して、世界に着目すると、日本では今のところまだ深刻な状況は起こっていないように思うが、ヨーロッパ、アメリカでは大洪水が問題となっている。
- ・今回の水循環基本計画の変更では、流域総合水管理という新しい概念が打ち出されている。これは、人間にとって水が多過ぎても少な過ぎても困るので、何とかうまく総合的にやっていけないかという私たちの願いを表したものだと思う。
- ・そうした私たちの願いを込めた初めての水循環基本計画が策定されるということで、先ほど中込事務局長からお話があったとおり、水循環基本計画の中の文言について、ぜひ本日は丁寧な議論をして、少しでも良い方向に日本の水行政が進んでいくように有識者会議を進めてまいるので、よろしく願い申し上げます。

## 【意見交換の概要】

### (2) 水循環基本計画（案）について

※意見交換にあたり、事務局より、欠席委員の意見を以下の通り紹介。

[総論・第1部について]

(吉富委員)

- ・重点的に取り組む主な内容に「ネイチャーポジティブの実現、OECM を活用した生態系保全」が記載された。また、「教育」と「人材育成」の記述が整理され、わかりやすくまとまり、前回の有識者会議での意見は反映されている。

(古米委員)

- ・都市における人工の水循環系や水インフラの水循環における位置づけ、重要課題である上下水道一体の再構築などが記述され、前回の有識者会議での意見が反映されている。
- ・今回の重点課題に対応するための新たな方策としての流域総合水管理の展開が明示され、特に概念図は非常に良いと思う。
- ・重点的な取組の順番について、総理からの指示で(1)から(4)の順番と思うが、(4)の流域総合水管理の展開が最初にあったほうが第1部などの議論ともつながるため、いいのではないか。

[第2部・第3部について]

(武山委員)

- ・資料4の41ページの6行目で「ミネラルウォーター市場の拡大に伴う工場進出等、地下水利用の新たな動きが見られる」と記載されているが、近年は半導体工場など大規模な生産拠点の整備等に伴い、地下水が利用される事例がある。そのような状況についても、記載を検討いただきたい。

(吉富委員)

- ・学校教員の水循環に関する理解醸成も重要であるため、「学校教員への研修」「指導者の育成」などのキーワードを記載できないか検討いただきたい。
- ・資料4の69ページの(現場体験を通じての教育推進)に関して、インフラツーリズムを活用することも有効な手法であるため、記載できないか検討いただきたい。

(指出委員)

- ・水循環アドバイザー制度の一層の活用推進は重要だと思う。例えば、学校や教育機関、地域コミュニティ等での活用は、教育や普及啓発にも有効であり、今後の施策の参考としていただきたい。
- ・地球温暖化と水循環の関連性を分かりやすく説明できれば、地球温暖化対策の自分事化も進むと考えるため、今後の施策の参考としていただきたい。

(立川委員)

- ・資料4の18ページ、流域総合水管理の図を含めて記載がある。しっかりと定義づけて記載されており、大変すばらしいと思う。19行目の「これらの考えを『流域総合水管理』として展開することとする」において、流域総合水管理がどういうものなのかを定義した上で、流域総合水管理がこの後ずっと展開されていくことは、非常によいと思う。
- ・細かいことになるが、同じページで流域マネジメントの記載がある。流域マネジメントが何か分かるように、少し記載を変えたほうがよいと思う。例えば4行目、「住民等の様々な主体が連携して活動することを流域マネジメントという。この流域マネジメントを引き続き進めることとする」とすると、これまで水循環政策本部事務局が流域マネジメントをどのように定義づけてきたかも文章の中で改めて示すことができるのではないかと思う。

(滝沢委員)

- ・能登半島地震があったことが、今年非常に大きな出来事だったと思う。能登半島地震の特に水利用関連の上下水道では、今、上下水道地震対策検討委員会で最終的な報告に向

けて検討を進めているところではあるが、私自身も調査団として能登地域の市長、町長さん等ともお話した。皆さん様に御指摘されるのは、もともと過疎化が進んでいて人口が減少していたところで災害が起こり、多くの方が金沢その他に避難をされ、復旧に関してはここに書かれたような形で良いかと思うが、復興のフェーズに入る時に、どれだけ人口が戻ってくるのかが非常に心配であるとおっしゃっていた。そのため、今後災害が起きた場合の復興まちづくりというまち全体をどうするのかという視点から上下水道のインフラの復興も考えていく必要があるということで、上下水道地震対策検討委員会の中間報告ではそのようなことを記載している。今後も、今回の能登半島地震の様な災害が生じた場合には、同様の課題が生じる可能性があり、水循環基本計画でも災害後には、将来のまちづくりとの関連で水利用の在り方を考えていくことが必要であることを、資料4の26ページ「水インフラの戦略的な維持管理・更新等」で記載すべきと思う。

(森川委員)

- ・現在、県が実施している印旛沼の水循環健全化の取組において、いかに多くの民間企業等が取組に参加していただくかが課題となっており、今回「民間団体等の自発的な活動を促進するための措置」の中で追記等をしていただき、大変ありがたいと思う。

(辻村委員)

- ・前回、古米委員から、水循環の中には自然的な水循環のみならずインフラも含まれる、水インフラも重要な水循環のコンポーネントとして含まれるという御意見があり、その際にもなるほどと思い、今回改めてここに記載されて拝見すると、その見識が非常に高く、非常に重要なポイントを指摘していただき、良くなったと思う。
- ・それから、先ほど立川先生も指摘されていたように、流域マネジメントと流域総合水管理の関係性について、もう少しクリアになると良いと思っていたところ、立川先生からの御指摘により、18ページの記載の中でそういった若干の加筆をすることで、流域マネジメントと流域総合水管理の関係性も明らかになると思う。
- ・地下水の代替水源としての利用等について、45ページに「(4) 代替水源としての地下水の活用」の記載があり、これはその前の「地下水の適正な保全及び利用」の最後に追記されているような形かと思う。また、78ページ、これは「科学技術の振興」に示されているが、(地下水に関する調査研究)の中で「平常時及び災害時の地下水利用に関する」と書かれている。代替水源として非常時に地下水を使うためには、平常時のモニタリングなど、平常時においていかに準備しておくかが極めて重要だと思うので、「科学技術の振興」の部分にこれが記載されていることは非常に良いことだと思うが、45ページから46ページにかけての「代替水源としての地下水の活用」のところにも、「平常時も含めて」という記載が入れば、より良くなると思う。

(笹川委員)

- ・私も18ページにある流域総合水管理についての説明は分かりやすくなったと思う。なかなか図で表現することは難しいと思うが、この図を入れていただいたことにより、この3つを含む、流域治水、水利用、流域環境を含む考え方なのだということが非常に明確になったと思う。
- ・細かい事だが、「あらゆる関係者による流域環境」が意味としては捉えにくい。「流域環境の維持」なのか、もう少しポジティブに「保全」等を加えると良いと思う。

(沖座長)

- ・「維持または回復」にするか、「流域環境保全」とするか。

(笹川委員)

- ・古米先生の御指摘はごもつともだと思う。今回の重点は4点並んでいるが、可能であれば、(1)に流域総合水管理を記載した方が、その重要性なども伝わりやすいと思う。
- ・流域治水に関する記述が少ない印象を受けた。流域治水の記述が第1部の流域総合水管理と流域マネジメントのあたりに加わると、より関係性が分かりやすいと思う。
- ・もう一つ、これは質問になるが、29ページ、「矢作川・豊川流域など」のところで、ここだけ具体的に1つの流域の名前を挙げている。様々な施策を記載している中でここまで1つを取り上げていることがなかったと思う。意図があれば教えていただきたい。
- ・56ページ、雨水の利用に関して非常時のことに言及していただき、平常時だけではなくて非常時の観点からも雨水に関しての取組が進むきっかけになると思う。

(事務局)

- ・立川先生から流域マネジメントと流域総合水管理のつなぎの部分について、具体的に御指導いただき、文案としてその方向で検討してまいりたい。
- ・滝沢先生から復興まちづくりの観点について、確かに十分に記載されていないと思っており、検討してまいりたい。
- ・辻村先生から45ページの地下水の利用の話をしていただいた。いきなり(4)が出てきたので、それまでの(1)から(3)とのつながりが分からなくて、当然(4)をやるためにも(1)から(3)の平常時のところが重要だと思うので、そこはそうのように記載したい。
- ・笹川先生から流域総合水管理の図の話があり、ご意見のとおり、他とのバランスも考えると、何か修飾語など、そういうものを記載するか検討する。
- ・御質問があった流域治水の話について、具体には第2部の「災害への対応」に記載しており、52ページの26行目の辺りで流域治水を推進すると重点的に記載している。

- 先ほど矢作川・豊川の例があり、ここだけなぜかという話があった。まだカーボンニュートラルプロジェクトという意味で打ち出せる例が少なく、固有名詞を出すことで、そこでやっているということを明示させていただければと考える。
- 古米先生あるいは笹川先生からも重点的な取組の順番がどうなのかという話があったが、事務局としては、今回の「総論」のところで何でこのような変更に至ったのかという経緯が伝わるようにした方がいいと考えた。具体的には、1つ目にある能登半島地震のような一番国民の皆さんの関心が高いところをまず挙げるべきと考えた。いきなり流域総合水管理という考え方を示すと、その必要性や重要性も分からないため、まずは能登半島地震を記載し、次に、能登半島地震とも関係があり、折しもちょうど上下水道の一体化という中央省庁の組織改編があったので、トピックス的なところとして、上下水道に関わるものを2つ目とした。あとはカーボンニュートラルという従来からの待ったなしの課題を挙げた上で、そのような流れも踏まえて、これらを実現するために流域総合水管理が必要だということで、事務局としてはストーリーを考えた。
- 一方で、第1部以降については、「総論」のトピックス的なところの流れとは関係なく、水循環基本法に基づき整理する必要があるため、そこについては従来のとおり、流域マネジメントの話から入って個別施策に入る、そのような考えで整理している。

(中込事務局長)

- 笹川委員から御指摘いただいたところは、実は事務局が全部悩んだところであり、豊川・矢作川については、愛知県が3年、4年ぐらい前から流域でカーボンニュートラルを進めてきた。実際に計画をつくってこれから取組を進めていく段階になってきており、先行的な事例として、取り上げた。
- 次の18ページの図のところの「流域環境」、ここの言葉は事務局内でも「水環境」がいいのではないかという話もあったが、議論を重ねた結果、「流域環境」という言葉とした。御指摘いただいて、もう一回考えたいと思うが、事務局としても考えてこのような形になったところ。
- 最後に、順番の話は、先ほど事務局から話があったとおり。流域総合水管理は、考え方、理念みたいなものと事務局では考えており、1番に行くか、最後に行くかということ議論させていただいたが、トピックス的に能登半島地震から入った方がいいのではないかという話が1点と、具体的な話があった上でそれらを具体的に進める流域総合水管理という形で「総論」はまとめた方がいいのではないかということで、現在の形とした。意見があったことを受け止めながら、我々の中でももう一度議論したいと思う。

(沖座長)

- 私から少し補足させていただくと、笹川委員からの御指摘の「流域環境」は、「流域環境」という言葉の違和感というよりは、「治水」は水を治める、「水利用」は水を利用

するというように能動的な動詞が入っていることに対して、「流域環境」は流域環境を良くするとも悪くするとも言っていないことに対する物足りなさだと思う。流域環境をもちろん良くする、保全していくといった言葉を入れたほうが良いのではないかという御指摘かと思う。

- そういう意味では、この図は、水循環基本法に基づく水循環基本計画のため、このような形になるわけだが、今回「流域総合水管理」という言葉を出すことで何をやろうとしているかという、水を通じて総合的にマネジメントすることにより、私たちの恵みを増やし、経済も振興し、ウェルビーイングも増やすことかと思う。ウェルビーイングは御指摘になかったが、5ページに第6次の環境基本計画に呼応してきちんと「ウェルビーイング」という言葉が入っており、私たちの社会をよくしていくために水を通じて貢献できることを統合的にやるということへ言及していると思う。
- 図については健全な水循環の確保という先に、それが例えばエネルギー問題を通じた気候変動への貢献であったり、災害に強いまちづくりであったり、災害の際の復興・復旧に対する貢献であったりすることが少し分かると、水も大事だ、しかも、水のことだけ考えているのではないということが伝わってよろしいのではないかと思う。
- 古米委員の御指摘の重点の(1)(2)(3)(4)の順番は、事務局のお立場も考えると、(1)(2)(3)をやり、それらを一言で言うと(4)の流域総合水管理だということなのかと理解できる気がする。
- ただ、資料4でいうと36ページ、変更していないところが、流域水循環協議会と思う。流域総合水管理となったときにも「流域水循環協議会」という名前でのよいのかと思う。いろいろな協議会があつて困るということがこの36ページに記載されている。それに代わるものではなく、ましてや屋上屋を架すわけではなく、いろいろな協議会がそれぞれ流域総合水管理を担っていると思う。今回はこのまま変更しなくとも、ぜひ次回変更の際には、地域で水をどうしていくかという主体、協議会がいっぱいあるため、それらをどのように連携させ、しかも、限られた人材、限られたリソースで情報共有を行い、進めていくのかについて、ぜひ御検討いただくと良いのではないかと思う。
- 最後に、非常に細かい点だが、1ページにおいて我が国の年平均降水量は1,700ミリ、世界平均の1.4倍であると記載されている1,700を1.4で割ると1,200ミリとなる。世界平均が何を意味するかによるが、地球の平均の降水量は私が習ったときは1,000ミリ、海の上が1,100ミリ、陸上が850ミリであった。1,200は気候変動があつたにしても多過ぎる気がするため、ぜひ気象庁に御確認いただいとどうかと思う。

(辻村委員)

- 今、流域水循環協議会の話が出たが、同様のことで、地下水協議会の部分が地下水の適正な保全と利用のところに出てきている。地下水は地域性が強いことや流域で完結しないところも多いので、地下水マネジメントをどのように進めていくかという手順書も内

閣官房で作られ、その中で地下水協議会が重要だという記載もあるので、地下水協議会自体が重要だということを全く否定するものでもないが、流域全体の協議会との兼ね合いや、ここで今回新たに流域総合水管理という考え方が出てきた中で、改めて地下水協議会や地下水マネジメントをどう整理していくのか検討が重要となる。

- ・今回これを変えることは現実的でないと思うが、今後少し整理していく必要はあると思う。そもそも地下水と地表水を一体として見ていくのであれば、流域全体のマネジメントや協議会が理想だと思うが、既に地下水協議会がある自治体さんもいっぱいあるため、急には難しいと思う。少しずつということだと思うが、沖先生が言われたことに賛同するという意味で、地下水協議会についても同様のことがあるかと思う。

(笹川委員)

- ・73ページの「民間団体等の自発的な活動を促進するための措置」というところで、辻村先生も参加されていた、企業による水循環に資する取組を促進するための認証制度など、そういった形の後押しが検討されているが、企業等ももちろん推進の対象だと思うが、あまりそこで企業と非営利団体と壁を設けずに、より連携が進むような、どちらの取組も後押しできるようなやり方があるといいと思う。認証制度の具体的なところが分からず、その辺りを少し伺えればと思う。

(辻村委員)

- ・決して企業と非営利団体の壁をつくることが目的ではなく、ただ、NGOやNPOの皆さんは、既に自発的な意図をもって水循環、流域マネジメント等にコミットされている。その中で、決して企業のこれまでの取組が足りないというわけではないが、企業の力をもっとより積極的に流域マネジメントに取り入れていくことはとても大事だということが問題意識としてあり、内閣官房水循環政策本部事務局の下で企業の健全な水循環の取組に関する有識者会議ができた。そこで、企業がもっと積極的に参加できるように、あるいは企業の取組をエンカレッジできないかというモチベーションで、認証・登録制度が成立してきた。そのような経緯があったので、企業を対象としているが、壁をつくる意図は全くない。
- ・できるだけ広い企業団体に入ってもらうことが目的のため、ターゲットとしては営利企業にどうやって参加してもらうかが重要であった。今回の認証・登録制度でどのくらいの企業に認証制度に登録してもらおうかという話も昨日の午後の会議で出て、最初は200か300かと言ったら、企業の人からその程度しか考えていないのかとお叱りをいただいたところもあり、日本全国で企業が何千とある中で、できればグローバルスケールに認証制度を考えていたところ。その認証・登録をNGOやNPOの方に広げてうまくはまるかは、慎重に考える必要があると思う。



(片貝審議官)

- ・検討会のほうの辻村座長にお答えをいただいた通り、NPOの方はそもそも水循環への貢献などを目的に活動されている方が多いと思っており、先ほどの辻村先生のお話にもあったが、もともと関心のないような企業をいかに取組に巻き込んでいくかをまず念頭に認証を検討してきた。その中で、昨日の会議などでも御指摘があったが、実際に取り組んでいる自治体など、そういうところといかにマッチングをしていくかが大事だという話もあった。そのため、自治体のほかにも、NGOやNPOと企業をいかに結びつけて、連携をして、取組を広げていくのかというアプローチも一つあるのかと思う。

(笹川委員)

- ・決して現行の制度にNPOなどを入れろという話ではない。市民セクター側からすると、よかれと思ってやっているが、本当にいいのだろうかという不安がそこにはあるとか、よかれと思ってやっているけれども、実は方向性が違うということもあると思う。もう少し客観的にあなたたちがやっていることはこの点でいいと外側から評価するとか、より良くなるための助言をするとか、市民の人たちがよかれと思ってやっているのならそのままにしておくのではなく、流域治水にしる、流域総合水管理にしる、進めていく中で、うまく巻き込めるといいと思う。今、おっしゃっていたようなマッチングがうまく進む取組や、市民団体もこういう企業に相談すればこういう技術があるのだとか、こういうことが一緒にできるかもということ、より情報として分かりやすく発信いただけるとすごく良いと思う。

(辻村委員)

- ・片貝審議官が言われていたことに補足だが、認証・登録制度はアフターサポートをきちんとしていくことが重要なポイントになっており、そのアフターサポートの中には、フェア等を開催して、関心のある企業と、当初想定していたことはどちらかという地域自治体と企業をつなぐことだけであったが、そこに地域のステークホルダーであるNGOやNPOも含めてつなぐようなアフターサポートをするということも、この制度の中で重要なポイントだと思う。

(沖座長)

- ・個人的な意見を申し上げますと、例えば水環境の保全に対してよい活動をした人たちを表彰しましょうといったときに議論になるのは、あの人は仕事で行っており、どんなにすごいことを行っても表彰に値しないのではないかということが、よく賞の審査のときに出てくる。そうかもしれないが、今の笹川委員のコメントは、水環境の保全あるいは健全な水循環の維持または回復に貢献するような活動をしているのに、民間企業だったら認証してもらえぬが、それが営利目的でない団体だったら最初から対象にならないとい

うことへの意見であり、あまり適切な分類ではない気が個人的にする。活動がどの程度健全な水循環の維持または回復に貢献しているかという観点で、きちんと活動しているところはもし国が認証するのであれば認証していただいたほうが、やっているほうもよりやる気が継続するのではないかと思う。

- ・国際的には、例えば「Alliance for Sustainability」や「Water Resilience Coalition」に国際NGOが必ず審査側のメンバーとして入っている。日本で今、どういう認証を考えているか分からないが、そこであまり排除しないほうがよいのではないかと個人的に思う。

(辻村委員)

- ・認証・登録制度では、水循環CHALLENGEと水循環ACTIVEという2段階で、CHALLENGEは、これまで取組をあまり行っていない企業・団体に登録してもらい、何かやろうとしてもらうモチベーションづけである。水循環ACTIVEは、既に何年間か活動している実績に基づいて認証する方向である。企業に頑張ってもらいたいという思いでつくったものである。

(中込事務局長)

- ・現状の制度は、いろいろ議論してきて、今はこういう形になってきたということだが、大事なことは、沖先生あるいは辻村先生もおっしゃったように別に排除しているわけではないが、水循環基本計画の中で見たときに排除しているように見えてしまうことが問題と思う。そこは少し記述方法なども考えていきたい。今の話にも関係するが、NPOやNGOをどう評価していくかは海外の事例などを見ながら、どういう形でやっていくべきか、検討していきたいと思う。

(立川委員)

- ・話を戻してしまうが、資料4の18ページ、先ほども議論があったこの図がすごく大事だと思う。この図を若干修正すると思う。沖座長がおっしゃった、健全な水循環の確保が目的で、さらにこの先にはウェルビーイングがあり、この水循環の確保の目的を達成するための手段あるいは方策が流域マネジメントで、その流域マネジメントをどうやって進めるかという考え方が流域総合水管理なのだということがこの図の中で描かれており、その上の文章にもそれが明確に書かれていると思う。そのため、この図の「流域マネジメント」というところを工夫してもいいのではないかと思う。

(沖座長)

- ・図はこの後もずっと使われていくので、ぜひいろいろ工夫していただければと思う。
- ・本日は計画変更前の最後の有識者会議となる。この後、事務局にて修正されると思うが、

本日の皆様の意見が事務局と各委員との調整の上で水循環基本計画に反映されたかどうかを確認した上、最終版の確認は座長に一任ということで、オンラインの先生方含め皆様、よろしいか。（委員より、異議なしと回答）

（以上）